二　合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員となるべき者（以下この号において「合併後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに合併後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）

**第十五条**　［1・2　略］

3　第一項の分割承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　分割により風俗営業を承継する法人の役員となるべき者（以下この号において「分割後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに分割後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第九号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者）

**第三十七条の二**　法第二十四条第二項第三号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置）

**第六十七条**　［略］

2　識別番号等は、第一号に掲げる者が、識別番号等の付与を受けようとする者（以下この条及び第七十三条において「識別番号等付与希望者」という。）の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第二号に掲げる方法（第一号ロに規定する者にあつては、第二号ニに掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一　次のいずれかに掲げる者

イ　［略］

ロ　当該店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第九項に規定する会話の申込みをした者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務（以下「識別番号付与等業務」という。）を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

(1)　［略］

(2)　その役員（理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は識別番号付与等業務に従事させようとする職員のうち次に掲げる者がいないものであること。

(i)　法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者

(ii)　精神機能の障害により識別番号付与等業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(iii)　［略］

［(3)・(4)　略］

二　［略］

---

二　合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員となるべき者（以下この号において「合併後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに合併後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第七号の二までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）

**第十五条**　［1・2　同上］

3　［同上］

一　［同上］

二　分割により風俗営業を承継する法人の役員となるべき者（以下この号において「分割後の役員就任予定者」という。）の氏名及び住所を記載した書面並びに分割後の役員就任予定者に係る府令第一条第四号イ及びハに掲げる書類並びに法第四条第一項第一号から第七号の二までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［条を加える。］

（法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置）

**第六十七条**　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　［同上］

(i)　法第四条第一項第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者

［加える。］

(ii)　［同上］

［(3)・(4)　同上］

二　［同上］